

ペット避難について

災害はいつ発生するか分かりません。

ペットを飼われている方は、事前の準備や避難所での過ごし方など、以下のルールを守り適切にペットを管理しましょう。

日頃の備え

①ペットの避難場所を確保する。

※安全な親戚・友人宅やペットホテルの利用を検討しましょう。

②日頃からのしつけや体調管理(ノミ・ダニの駆除)に留意する。

③避難の際に必要なものを準備する。

※ケージ・キャリーバック、ペットフード、食器、首輪、ペットシート、排泄物の処理道具、タオル、ビニール袋、大き目の布(ケージに被せる用)等

ペット受入れ可能避難所

飼い主とペットは原則別室となります。

①宮崎東地区交流センター	②宮崎公立大学	③宮崎市立小松台小学校
④青島地区交流センター (1階ピロティ)	⑤住吉地区交流センター (車庫内)	⑥佐土原総合文化センター
⑦田野地区交流センター	⑧旧去川小学校	⑨宮崎大学

※ケージに入らない大型動物や危険動物は受入できません。

※ペット収容数目安は①③⑦は5匹。それ以外は10匹。

※詳細は宮崎市ホームページをご覧ください。

混雑状況について

各避難所のペットの受入れ状況は「VACANサイト」で確認できます。

<https://vacan.com/area/miyazaki-city-evacuation/evacuation-center/11>



避難所での過ごし方

以下のルールを守りましょう。

①ペットはケージかキャリーバックに入れて連れてくる。

②ペットをケージ・キャリーバックから外に出さない。

③餌・糞尿等の世話は飼い主の責任で行う。

④ゴミは持ち帰る。

⑤避難所配備職員の指示に従う。



飼い主の皆様へ

避難者の中には動物が苦手な方、動物にアレルギーがある方もいらっしゃいます。

飼い主の皆様には他の避難者や施設の迷惑とならないよう、適切な管理をお願いいたします。

固定資産税及び市民税納期調査結果

資料 2

吉永美子議員

市名	税種類	1 期	2 期	3 期	4 期
下関市	固定資産税	4月	7月	12月	2月
	市民税	6月	8月	10月	1月
宇部市	固定資産税	4月	7月	12月	2月
	市民税	6月	8月	10月	1月
山口市	固定資産税	4月	7月	12月	2月
	市民税	6月	8月	10月	1月
萩市	固定資産税	4月	7月	12月	2月
	市民税	6月	8月	10月	1月
長門市	固定資産税	4月	7月	12月	2月
	市民税	6月	8月	10月	1月
美祢市	固定資産税	4月	7月	12月	2月
	市民税	6月	8月	10月	1月
下松市	固定資産税	4月	7月	12月	2月
	市民税	6月	8月	10月	1月
光市	固定資産税	4月	7月	12月	2月
	市民税	6月	8月	10月	1月
防府市	固定資産税	4月	7月	12月	2月
	市民税	6月	8月	10月	1月
周南市	固定資産税	4月	7月	12月	2月
	市民税	6月	8月	10月	1月
柳井市	固定資産税	5月	7月	9月	1月
	市民税	6月	8月	10月	1月
山陽小野田市	固定資産税	5月	7月	9月	12月
	市民税	6月	8月	10月	1月

◎地方税法第362条 固定資産税の納期

固定資産税の納期は、4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

◎地方税法第320条 普通徴収に係る個人の市町村民税の納期

普通徴収の方法によって徴収する個人の市町村民税の納期は、6月、8月、10月及び1月中（当該個人の市町村民税が均等割額に相当する金額以下である場合にあっては、6月中）において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

山陽小野田市児童遊園地設置費等助成金交付要綱

平成28年 4月 1日 制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、山陽小野田市補助金交付規則（平成17年山陽小野田市規則第53号）別表に掲げる児童遊園地設置費等助成金（以下「助成金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 児童遊園地 自治会が児童の健康を増進し、健全な遊びを提供するために設置した遊戯施設（ブランコ、すべり台、ジャングルジム、シーソー、鉄棒、その他組み合わせ遊具等）を有する屋外施設をいう。

(2) 児童遊園地の新設 用地取得（借地の場合を含む。）及び遊戯施設等の建設をいう。

(3) 児童遊園地の補修 既に設置されている児童遊園地で、遊戯施設の補修（撤去は除く。）及び敷地の整正（草刈等の軽微なものは除く。）をいう。

(助成金の交付の申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする自治会（以下「自治会」という。）は、児童遊園地の新設又は児童遊園地の補修に係る工事（以下これらを「工事」という。）を実施する前に、児童遊園地設置費等助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請書には、児童遊園地の位置図、遊戯施設補修経費等明細書、土地賃貸借契約書（借地の場合）及び遊戯施設の状況又は現場の状況が分かる写真を添付しなければならない。

(助成金の交付の決定)

第4条 市長は、申請書の提出があった場合においては、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めたときは、助成金の交付を決定し、児童遊園地設置費等助成金交付決定通知書（様式第2号）によりその旨を自治会に通知するものとする。

(助成金の交付の変更の申請)

災害対応力を強化する女性の視点 ～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～

令和2年5月 男女共同参画局

- 災害は、自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まると考えられており、被害を小さくするためには、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要。
- 中でも、人口の半分は女性であり、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された女性の視点からの災害対応が行われることが、防災や減災、災害に強い社会の実現にとって必須。
- 都道府県・市町村の防災・危機管理担当部局、男女共同参画担当部局が、女性の視点からの災害対応を進める際に参照できるよう、基本的な考え方、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において取り組むべき事項を示すもの。

第1部 7つの基本方針

1. 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる
2. 女性は防災・復興の「主体的な担い手」である
3. 災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮する
4. 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する
5. 女性の視点を入れて必要な民間との連携・協働体制を構築する
6. 男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置付ける
7. 要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮する

第3部 便利帳

災害発生時に現場ですぐに活用できる
チェックリストやポスター等を掲載

備蓄チェックシート
避難所チェックシート
応急仮設住宅・復興住宅チェックシート
男女別統計チェックシート
授乳アセスメントシート
避難所の見守り・相談ポスター
部屋札用ピクトグラムの例
女性の視点からの空間配置図の例
マイ・タイムラインの例
お役立ち情報一覧